

渚マリーナ 利用者募集要項

株式会社 小坪マリーナ

平成22年4月

令和3年6月改定

渚マリーナ利用契約について

渚マリーナは、神奈川県が行う不法係留船対策の一環として、株式会社小坪マリーナーが県有地を借り受け整備・運営している施設です。供用期間は、平成18年6月より20年間となっています。渚マリーナは、対象船舶が限定されているため、神奈川県が利用者の募集を行っています。

1 募集について

(1) 艇の条件

- ・実艇長8m未満（エンジンを含む、最先端から最後端までの実測寸法です）
- ・検査証の船種が「汽船」（プレジャーボート）
- ・自重2t未満かつ当マリーナのクレーンで安全に上下架可能な船舶
- ・当マリーナ前の橋梁を通過できる船舶。最高満潮位時、桁下の高さ204cm。
（但し、うねり、波等の影響で桁下の高さは大きく変わる事があります）
- ・船舶検査、小型船舶登録が有効な船舶
- ・船舶総合保険への加入済みもしくは加入する船舶
- ・営業を目的とした利用はできません

(2) 契約期間及び陸置施設利用料金等

1. 契約期間 6月1日から5月31日までの1年間
（以降、令和8年まで1年ごとに更新）
2. 陸置施設利用料金等 （表1を参照）

表1

F e e t	陸置施設利用料金	保証金(非課税)	船台料金	申込金
17以下(上段)	352,000 円	320,000 円	556,600 円	110,000 円
18(上段)	363,000 円	330,000 円		
19(上段)	374,000 円	340,000 円		
20(上段)	396,000 円	360,000 円		
21(上段)	418,000 円	380,000 円		
21以下(下段)	451,000 円	410,000 円	556,600 円	
22(下段)	473,000 円	430,000 円	584,100 円	
23(下段)	506,000 円	460,000 円		
24(下段)	539,000 円	490,000 円		
25(下段)	572,000 円	520,000 円		

艇長（F e e t）は、メーカーカタログ表示の寸法です。

消費税10%

21feet以下でも当マリーナの機材で、ラック上段に置けない艇は下段となります。

中途契約の場合、契約月から5月31日までの月割りとなります。

中途解約の場合、陸置施設利用料金の返金はいたしません。

2 施設について

- (1) 陸置施設収容隻数 最大167隻 (H鋼2段ラック)
- (2) その他附属施設 給油施設、修理工場 (倉庫)、電気施設、水道施設
上下架施設、係留施設
駐車場 (24台)、駐輪場 (30台)
管理棟 (事務室、休憩室、トイレ、シャワー)
- (3) 施設利用料金

表2

上下架施設 (1往復)	4,000円
駐車場 (1台)	1,100円
洗艇施設 (1回)	200円
シャワー施設 (1回)	300円

船舶を利用されない方は、施設 (駐車場、シャワー) 利用は出来ません。

- (4) 休業日 毎週火曜日 (火曜日が祝日の場合は翌日)
1月、5月、9月 (毎年決定後お知らせします)
- (5) 施設利用時間 午前9時から午後5時まで
(早朝出艇にも対応しています。詳しくはお問合せ下さい)
- (6) その他 施設利用は、別に定める利用規約等を遵守して下さい。

3 契約の手続き

- (1) 申込み

当マリーナにて契約手続きをしてください。

(事前に 1 募集について (1) 艇の条件 を確認してください)

- (2) 契約締結

書類審査、陸置施設料金、船台料金、保証金及び申込金の入金確認後、契約手続をさせていただきます。

(注意)

田越川河口付近 (富士見橋より下流) は、一年を通していつでも航行可能という訳ではありません。潮の干満による水深の変化で、航行不可能となる場合がございます。その点をご了承していただける方のみ申込をして下さい。

渚マリーナの運営・契約に関するお問合せ先

所在地 渚マリーナ
住 所 〒249-0007 神奈川県逗子市新宿 1丁目 6番地
電 話 046-871-7384
F A X 046-854-4777
営業時間 9:00～17:00
定休日 火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日）

事業者 株式会社 小坪マリーナー
住 所 〒249-0008 神奈川県逗子市小坪 4丁目 27番地 12号
電 話 0467-23-1516
F A X 0467-23-1515
営業時間 9:00～17:00
定休日 火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日）